

予備費では九十八万三千円の補正でございますが、これは総務費で減額となりましてものを予備費へ充當いたしましたものでございます。

以上でございますが、慎重御審議を賜りまして、原案とおり御決定賜りますようお願い申し上げます。

議長（末次性男君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「要議なし」と呼ぶ者あり）

議長（末次性男君） 以上で質疑を終わります。

九番（小野沢又君） この際、動議を提出いたします。

たゞいま議題となつております議案第五号については、建設委員会に付託されんことを望みます。

議長（末次性男君） お認りいたします。

たゞいま小野沢又君から、本案は建設委員会に付託されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（末次性男君） 御異議なしと認めます。よつて、議案第五号は建設委員会に付託することに決定いたしました。

議長（末次性男君） 日程第八、議案第六号 昭和五十七年度福生市受託水道事業会計補正予算（第三号）を議題といたします。

（本案について提案理由の説明を求めます。）

（建設部長 内田和雄君 登壇）

建設部長（内田和雄君） 御指名をいただきましたので、議案第六号 昭和五十七年度福生市受託水道事業会計補正予算（第三号）につきまして、御説明申し上げます。

一ページの総則でございますが、第一条で歳入歳出の予算総額から一千五百三十六万四千円を減額し、歳入歳出それぞれ五億一千九百八十三万三千円と定めようとするものでございます。補正後の歳入歳出予算の金額は、第一表の歳入歳出予算補正によることを定めようとするものでございます。二ページの第一表歳入歳出予算補正について御説明申し上げます。

歳入でございますが、受託水道事業収入を一千五百三十六万四千円を減額し、歳入合計を五億一千九百八十万三千円と定めようとするものでございます。

歳出では、金額が人件費でございます。水道管理費で、一千五百五十万二千円の減額補正でございますが、この主な減額理由は職員を四名減といたしましたので、その減額でございます。次に、建設改良費でございますが、十三万八千円の増額補正でございますが、内容は職員手当の増額分等でございます。主なものとしては、超勤等の手当の増加分でございます。

以上でございますが、慎重御審議を賜りまして、原案とおり御決定賜りますようお願い申し上げます。

議長（末次性男君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（末次性男君） 以上で質疑を終わります。

九番（小野沢久君） この際、動議を提出いたします。

たゞいま議題となっております議案第六号については建設委員会に付託

されることを望みます。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

議長（末次性男君） お諮りいたします。

たゞいま小野沢久君から、本案は建設委員会に付託されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（末次性男君） 御異議なしと認めます。よって、議案第六号は建設委員会に付託することに決定いたしました。

議長（末次性男君） 日程第九 議案第七号 昭和五十七年度福生市老人保健医療特別会計予算を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（福祉部長 須崎進君 登壇）

福祉部長（須崎進君） 御指名をいただきまして、議案第七号 昭和五十七年度福生市老人保健医療特別会計予算について御説明申し上げます。

本特別会計予算につきましては、老人保健法の制定に伴いまして、老人保健法の制定に伴いまして老人保健医療のみを特別会計予算として計上いたしまして施行しようとするものでござります。

総則について御説明申し上げます。第一条につきましては、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ六千九百六十五万八千円と定めようとするものでござります。

次に、第一表歳入歳出予算につきまして御説明申し上げます。二ページをお開きいただきます。

まず歳入でございますが、支払基金交付金といたしまして四千八百七十九万九千円でございます。この内訳といたしまして、医療費の百分の七十の相当額が交付金として四千八百六十六万八千円。それから、審査支払手数料といたしまして、十三万一千円でございます。次に、国庫支出金でございます。国庫負担金におきまして一千三百九十万五千円でございます。これは、医療の二〇%の国の相当額でございます。一千三百九十万五千円でございます。

次に、都支出金におきまして、都負担金で三百四十七万六千円でございます。

これは、医療費の五%の相当額でございます。三百四十七万六千円になるわけでございます。

次に、繰入金につきましては、他会計からの繰入金といたしまして、これは市の負担分でございますが、三百四十七万八千円でございます。これは、医療費の五%に相当します。三百四十七万六千円の交付金と負担金におきまして、千以下切り捨てによる予算計上から差額二千円が生じたために市繰入金の方が二千円増額になっているわけでございます。これらの歳入合計が六千九百六十五万八千円と相なるものでござります。

次に、歳出について御説明申し上げます。医療諸費におきまして、六千九百六十五万八千円でございます。これは、社会保険分といたしまして七百三十一名分、国民健康保険分といたしまして、一千六十五人分。合わせて、一千七百九十六人分の医療給付費、これは二月份でございますが、医療給付費といたしまして、六千九百一十一万円、医療支給費といたしまして四十一万七千円、審査支払手数料十三万一千円でございます。この歳入合計が六千九百六十五万八千円と相なる次第でございます。

以上、難駁を説明でございますが、慎重御審議をいたしまして、原案御決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（末次性男君） 以上で提案理由の説明は終わりました。
これより本案に対する質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（末次性男君） 以上で質疑を終わります。

九番（小野沢 久君） この際動議を提出いたします。

「はい」議題となっております議案第七号については、厚生委員会に付託されんことを望みます。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

議長（末次性男君） お諮りいたします。

「はい」小野沢 久君から、本案は厚生委員会に付託されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することにより御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（末次性男君） 御異議なしと認めます。よって、議案第七号は厚生

委員会に付託することに決定いたしました。

議長（末次性男君） 日程第十 陳情第五十八号 優生保護法の改正についての陳情の不採択を求める陳情書を議題といたします。事務局として陳情書の朗読をいたします。

（島田議事係長 朗読）

議長（末次性男君） 朗読は終わりました。

本陳情書について御意見がありましたらお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（末次性男君） 以上で意見を終わります。

陳情第五十八号については、お手元に御配付の別紙付託表のとおり厚生委員会に付託いたします。

議長（末次性男君） 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。
お諮りいたします。

委員会審査のため、明十一日から十七日までの七日間、休会とすることに御
異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(末次性男君) 御異議なしと認めます。

よって、明十一日から十七日までの七日間休会とすることに決定いたしました。
なお、今回の本会議は一月十八日午前十時から開きます。
本日は、これをもって散会いたします。

午前十時 四十四分 散会

⑦

福総庶発第二千四百二十八号

昭和五十七年十二月二十八日

福生市議会議長

末 次 性 男 殿

福生市長 田 村 匡 雄 印

昭和五十八年第一回福生市議会臨時会の招集について

昭和五十七年十二月二十八日付け、福生市告示第六十二号(別紙参照)をもって、昭和
五十八年第一回福生市議会臨時会を招集したので通知します。

⑤

福生市告示第六十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百一条第二項の規定に基づき、昭和五十八年第一回福生市議会臨時会を次のとおり招集する。

昭和五十七年十二月二十八日

福生市長 田 村 匡 雄 印

一 期 日 昭和五十八年一月十日

二 場 所 福生市議会議場

三 付議事件

- (1) 福生市国民健康保険条例の一部を改正する条例
- (2) 昭和五十七年度福生市一般会計補正予算（第四号）
- (3) 昭和五十七年度福生市国民健康保険特別会計補正予算（第二号）
- (4) 昭和五十七年度福生市福生都市計画事業福生土地区画整理事業会計補正予算（第二号）

（第二号）

- (5) 昭和五十七年度福生市下水道事業会計補正予算(第三号)
- (6) 昭和五十七年度福生市受託水道事業会計補正予算(第三号)
- (7) 昭和五十七年度福生市老人保健医療特別会計予算

⑦

福総庶発第二千四百八十一号

昭和五十八年一月四日

福生市議会議長

末 次 性 男 殿

福生市長 田 村 匡 雄 印

付議事件告示について

昭和五十八年一月四日付け、福議発第一号をもつて依頼のあつたこのことについて、別紙写のとおり告示したので通知します。

⑦

福生市告示第一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百二条第四項の規定に基づき、昭和五十八年第一回福生市議会臨時会の付議事件について、次のとおり追加する。

昭和五十八年一月四日

福生市長 田 村 匡 雄 印

一 追加する付議事件

- (1) 優生保護法の改正についての陳情の不採択を求める陳情書

写

福総庶発第二千四百二十九号

昭和五十七年十二月二十八日

福生市長 田 村 匡 雄 印

福生市議会議長

末 次 性 男 殿

議案の送付について

昭和五十八年第一回福生市議会臨時会に提案するため、次の議案を送付します。

一 議案第一号 福生市国民健康保険条例の一部を改正する条例

二 議案第二号 昭和五十七年度福生市一般会計補正予算（第四号）

三 議案第三号 昭和五十七年度福生市国民健康保険特別会計補正予算（第二号）

四 議案第四号 昭和五十七年度福生市福生都市計画事業福生土地区画整理事業会計補

正予算（第二号）

五 議案第五号 昭和五十七年度福生市下水道事業会計補正予算（第三号）

- 六 議案第六号 昭和五十七年度福生市受託水道事業会計補正予算（第三号）
- 七 議案第七号 昭和五十七年度福生市老人保健医療特別会計予算

陳情第五十八―一号

優生保護法の改正についての陳情の不採択を求める陳情書